

令和 7 年 3 月 7 日

特別用途食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第 43 条第 1 項の規定に基づき特別用途食品の表示許可を行いましたので公表いたします。

今回許可を行ったのは、別紙の 3 件です。

（参考）

特別用途食品とは、乳児、幼児、妊産婦、病者等の発育、健康の保持・回復等の特別の用途に適する旨を表示して販売される食品です。特別用途食品として販売するためには、その表示について国の許可を受ける必要があります。

詳しくは、「[特別用途食品とは](#)」を御覧ください。

（担当）消費者庁食品表示課 松浦、挽地

TEL : 03-3507-9220（直通）

(別紙)

番号	区分	商品名	申請者	法人番号	許可を受けた表示内容	許可番号
1	個別評価型病者用食品	スムーズイオン経口補水液	赤穂化成株式会社	1140001039980	【許可表示】本品は次の方の水分・電解質の補給・維持に適しています。 1. 熱中症(軽度から中等度)、過度の発汗による脱水状態 2. 感染性胃腸炎による下痢・嘔吐の脱水状態	第2024022号
2	経口補水液	経口補水液バランスサポートパウダー	株式会社ファイン	5120001052809	本品は、感染性胃腸炎による下痢・嘔吐を原因とした脱水症状時に用いることが適しています。	第2024023号
3	個別評価型病者用食品	アクアソリタ [®] ゼリーゆず風味	味の素株式会社	8010001034740	本品は、熱中症・過度の発汗による軽度の脱水時の水・電解質補給に適した経口補水液です。	第2024024号